

第5章 標準給与

(給与の範囲)

第41条 標準給与の基礎となる給与の範囲は、次の各号に掲げる標準給与の区分に応じ、当該各号に定める範囲とし、法第129条第2項に規定する事業所で受ける給与の範囲についても同様とする。

(1) 報酬標準給与 法第3条第1項第3号に規定する報酬の範囲

(2) 賞与標準給与 法第3条第1項第4号に規定する賞与の範囲

(標準給与の基準)

第42条 標準給与は、加入員の給与の額に基づき、法第20条に規定する標準報酬月額及び第24条の3に規定する標準賞与額の例により定める。

(給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法)

第43条 給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法については、法第21条から第25条までの規定の例による。

2 前項の規定によるほか、法第26条第1項に該当する者の第46条第1項に規定する平均標準給与額及び同条第2項に規定する減額相当額の各々の計算の基礎となる報酬標準給与の月額については、法第26条の規定の例による。